

「賢人ナタン」の三つの指輪の話の最初の日本語訳

Die älteste Übersetzung der Ringparabel ins Japanische

Übersetzung von Akashi Shigetarô 赤司繁太郎, veröffentlicht innerhalb seiner Monographie *Resshingu* 烈真具 (1892), S. 71-75.

Gegenüber dem Originaltext wurden zur besseren Lesbarkeit Interpunktion und diakritische Zeichen (*nigori-ten*), an wenigen Stellen auch Wortenden (*okurigana*) und Lesehilfen (*furigana*) ergänzt. Die historische Orthographie wurde beibehalten, auch dort wo sie nicht korrekt ist. Die originale Gestalt kann über die Seite der Japanischen Parlamentsbibliothek eingesehen werden: <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/871797>.

或る時、東方に人ありて貴重なる指輪を有せり。是の指輪は実に奥妙なる徳を有し、その所持者たるものは神及び人より寵愛を受く。故にその東方の人は大ひに指輪を尊敬して、永く後世に至る迄の子々孫々に伝えんと欲して、最愛の嗣子に譲り命じて曰く、是の指輪は奥妙なる徳を有する我家の宝物なれば決して他人に譲り渡す可からず。最愛の嗣子に伝へて子々孫々に遺伝すべしと。終にその方法を追ふて永き歳日の間、少しの故障もなくして伝えへられしが、或る時、三人の子息を有する人の手に伝はれり。その人は三人の子息を愛すること均しくして、一人を偏寵することなかりければ三人に約するに各々指輪を与ふべきを誓へり。彼は死に瀕せるとき約束を履行するに甚だ困難を感じり。遂に彼は一策を案出し、指輪を鍛冶商に托し、其れを模型として其の外に又新たに同じきもの二つを作らしめたり。その治し上りたるときは、主人もその真偽を見分くること能はざるに至れり。依て三人に与ふるに各々その一を以て

せり。彼が死後、三人のものは彼が生前斯る事のありたりとは少しも知らずして各々我有する所のものゝみを以て真なりとなし、家の相続をなさんと欲して互相争へり。^{あらそ}争ひ終に決せず法庭に出てゝ曲直の裁判を仰げり。裁判官彼等に向ひ宣告して曰く。

^{きくな}聞説らく、真実の指輪には奥妙なる徳ありて、その所持者たるものには神よりの愛を蒙り、人よりの寵を受くと。然らば、その神及び人よりの^{てうあい}寵愛こそ指輪の真偽、汝等の是非曲直を判断するものなれ。故に若し汝等の中一人真正なるものを所持せば、必ず他二人よりの敬愛を受けん。今その愛するものを申さば、事立つところに明白ならん。^{あ あ}嗚呼汝等黙するか。汝等の黙するは各々自身を愛するとの意味か。若し各々自身を愛せば総て汝等が所持するものは皆偽物ならざる可からず。^{おも}憶ふに、汝等の父はその真正なるものを失なひ、その紛失を^{おほ つぐな}蔽ひ償はんが為めに更に同じきもの三つを作りて汝等に分与せしならん。予は^{おんみ}御身等を裁判せんよりも、寧ろ相談せんと欲す。そは外に非ず、汝が譲り受けしものを皆真なりと思へ。察するに父の意は唯一の指輪を遺して子孫の中に争ひをなさしめ、唯一人にして他を専制^い圧仰せしめんとするが如きことあるを忌み嫌ひて、同じく三人に一つ^{づつ}宛を分ち与へたるならん。^{と かく}兎に角、父が汝等三人を愛すること均しくして、一人を殊に偏寵せしが

如き事なかりしは明白なり。然らば、汝等各々父の意を受け継ぎ、父の清廉公平なる愛を守り、互に愛の競争をなし、且つ指輪の徳を顕はし、又は温順耐忍仁愛を以て、或は又神に従順なることを以てその徳を助くべきなり。斯の如くせば決して争なからん。然れども、若し一万年の永き後に至りて復またもや後裔の中にその徳につき争ひ起らば、その時に至り再び来りて裁判を仰ぐも決して遅からざるべし。その時に至らば予の如き愚なるものならずして、他の賢こき人來りて此の裁判の席を占め、以て是非曲直の判断を下さんと。